

## PTC のお客様との契約

この PTC のお客様との契約（以下「本契約」といいます）は、(A)以下の「同意する」ボタンをクリックし、又は(B)PTC から提供されるソフトウェア若しくはドキュメンテーションをインストールし、それらにアクセスし、若しくはそれらを使用する、個人又はその個人を代表者として本契約を承諾する会社その他の組織（以下「お客様」といいます）と、PTC INC.又は本契約のスケジュール A に記載の国で購入がなされた場合はそのスケジュールに記載の PTC 関連会社（以下「PTC」といいます）との間の法的契約書です。

本契約を承諾する前に、本契約の諸条件を注意深くお読み下さい。以下の「同意する」ボタンをクリックし、又は PTC から提供されるソフトウェア若しくはドキュメンテーションをインストールし、それらにアクセスし、若しくはそれらを使用された時点で、お客様はここに、本契約により拘束されることに同意し、かつ、その拘束を負う権限を有している旨表明されたものとします。

貴方が本契約のすべての条件に同意しない場合、又は貴方が代表者となって本契約を承諾しようとしている会社その他の組織に対し拘束を負わせる権限を貴方が有していない場合には、「同意しない」ボタンを押した時に表示される説明に従い、本契約とともに提供されたソフトウェア及びドキュメンテーションの各製品を PTC に返却してください。指定された期間内に当該説明に従っていただけない場合、本来、受けられる返金や費用の請求に対する権利は無効になります。本契約を承諾された時点で、許諾製品の各注文は取り消すことができません。

お客様は、許諾製品を直接 PTC から、PTC が認定した販売店若しくは再販業者から、又は PTC のオンラインストア（WWW.PTC.COM）から取得された場合を除き、違法取得された無許諾版の当該許諾製品を使用していることとなります。PTC は、ソフトウェアの著作権侵害を法律に違反する犯罪とみなし、これらの活動に関与した者に対し、法的手段（民事及び刑事両方法）にて追求します。当該目的を達成するための手段の一つとして PTC は、許諾製品の違法コピーを使用しているユーザーのデータを取得及び PTC に転送するための、データ監視及びスカワリング技術を使用します。お客様が違法コピーのソフトウェアを使用している場合は、当該違法版の使用を止め、正当に使用許諾されたソフトウェアを PTC から取得しなければなりません。お客様は、違法版を使用することによって、PTC ソフトウェアの違法コピーを使用している者の身元情報を識別するために、PTC がお客様の個人情報のデータを収集、使用及び転送（アメリカ合衆国を含む）することに承諾したものとみなされます。当該承諾は、お客様以外のユーザーを含み、この違法版ソフトウェアを使用している如何なるユーザーに対しても、法的拘束力を持つものとします。

PTC は、PTC ソフトウェアのユーザーの嗜好を理解するため、データモニタリング技術を利用し、システム上の使用及び動作についてのデータの収集及び転送、及び PTC ソフトウェアのユーザーのデータ収集及び測定をします。PTC は、技術及びマーケティングを目的として、アメリカ合衆国及びその他の地域を含めた、PTC 内及びその関係会社、並びにビジネスパートナーにおいて当該データを共有し、また、転送された当該データが適切に保護されるよう努めます。PTC の商業ソフトウェアライセンスは、ユーザーのデータ収集に対し、オプトアウト（拒否）することはできますが、学生・教育用バージョンについてのみシステム使用及び動作のデータは収集されます。PTC の無償又はトライアル版のソフトウェアは、ユーザーデータを含めた当該データ収集をオプトアウトすることはできません。

お客様が PTC ソフトウェアを使用又は PTC のウェブサイトアクセス又はアメリカ合衆国以外の国から通信をしている場合、これらの情報は必然的に国境を超えることとなります。

前述のお客様のデータ収集及び／又は転送（アメリカ合衆国への転送を含む）に同意されない場合は、PTC ソフトウェアのダウンロード及び使用をしないようにしてください。お客様は、(i) 無償又はトライアル版のソフトウェアを使用することにより、又は(ii)PTC の商用ソフトウェアで可能とする特定の個人データのオプトアウトをしないことにより、お客様の個人データの PTC（アメリカ合衆国を含む）の収集、使用、転送に同意しています。

以下の本文中に定義されていない用語は、本契約の末尾にあるスケジュール B に定義されています。

本契約の末尾にあるスケジュール A には、特定の国や地域に適用される追加（又は別の）条件が規定されています。

### 1. ライセンス

1.1 ライセンスの付与 本契約の条件に従い、PTC は、該当する許諾期間中において、お客様の内部事業目的のために限り、専ら見積書／製品スケジュール内及びライセンス基盤ウェブサイト内に示されている取扱及び許諾種別の該当制約事項のみに従い、見積書／製品スケジュール内に示されている許諾製品をインストールし、使用する非独占的、取消可能、譲渡不能のサブライセンス許諾権なきライセンス(以下「本ライセンス」といいます)をお客様に付与します。前記に関わらず、

- (a) 許諾製品が「評価」又は「トライアル」用に PTC により提供される場合、当該本ライセンスは、当該許諾製品を評価する為にインストールし、使用するだけのものとなり、お客様は、いかなる商業目的や生産目的において許諾製品を使用しないことに同意します。
- (b) 本許諾ソフトウェアが教育用ライセンスとして使用を付与されている場合、お客様は公認の教育機関に在籍又は雇用されているものとし、本許諾ソフトウェアを、学位（修了証書など）の授与ができるカリキュラムにおける教育の為のみに使用するものとします。お客様がこれらの要件のいずれかに満たさない場合、本契約に基づいた権利はないものとします。教育機関内の施設において、又は学術的な名前を前提

として行われる非教育的な研究又は資金援助を受けた教育研究は、前述の教育の為とはならず、当該目的における教育用ソフトウェアの使用は、本契約の規約に違反するものとみなされます。

- (c) 本許諾ソフトウェアが「デモ及びテスト」又は「非生産」を原則として（又は同様の指定に基づき）販売されている場合、当該許諾ソフトウェアを生産環境において使用することはできません。

1.2 指定国／指定コンピューター／指定ネットワーク 第 1.3 項を条件として、お客様は、該当する指定国にあるコンピューターシステム及びネットワーク上の該当する指定コンピューター又は指定ネットワークにおいてのみ許諾製品をインストールし、操作できます。お客様は、随時、お客様が許諾製品をインストールし又は操作しようとする指定コンピューター、指定ネットワーク及び／又は指定国を変更できます。但し、各場合に、(i)お客様は、その変更について PTC に事前に書面で通知するものとし、且つ(ii)お客様は、許諾製品を異なる指定国に移転する時点で、すべての該当するアップリフト料金を支払うものとします。前記に関わらず、登録ユーザーは、登録ユーザー製品にアクセスするときに指定国を所在地とする必要はありません。

1.3 グローバルライセンス／制限付グローバルライセンス 同時ユーザー許諾製品が「グローバル」又は「制限付グローバル」を基準として PTC から使用許諾される場合、第 1.2 項は、当該許諾製品には適用されず、その代わりに以下が適用されるものとします。

- (i) グローバルライセンス 本契約のその他の要件に従い、お客様は、グローバルライセンスにより、全世界を通じお客様のいかなる所在地でも当該許諾製品をインストールし、操作し及び使用することができます。
- (ii) 制限付グローバルライセンス 本契約の他の要件に従い、お客様は、制限付グローバルライセンスにより、指定国及び／又は許可国にあるお客様のいかなる所在地でも当該許諾製品をインストールし、操作し及び使用することができます。「許可国」とは、中国、インド、ロシア、チェコ共和国、ポーランド、ハンガリー、マレーシア、南アフリカ、イスラエル、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン及びルーマニアをいいます。

1.4 使用上の追加制限 お客様は、許可ユーザーではないいかなる者に対しても、許諾製品へのアクセス又は許諾製品の使用を許可してはなりません。お客様は、以下を行ってはならず、また第三者が以下を行なうのを許可してはなりません。

- (i) 許諾製品の何らかの部分の修正し、又はその二次的著作物を創作すること、
- (ii) 許諾製品を賃貸し、リースし又は貸与すること、
- (iii) 第三者の訓練のため、いずれかの第三者にソフトウェア実装若しくはコンサルティング・サービスを引渡すため、又は業務用タイムシェアリング若しくはサービスビューロでの使用のために、許諾製品を使用し、又はその使用を許可すること、
- (iv) スケジュール A に特に明記している内容に該当する場合を除き、許諾製品又は許諾製品のファイル形式を逆アセンブル、逆コンパイル若しくはリバースエンジニアし、又はその他許諾製品のソースコード又はファイル形式へのアクセスを試みることに、
- (v) PTC の事前の書面による同意を取得することなく、全体又は一部を問わず、許諾製品、そのコピー、又は本ライセンス若しくはそれについての他の権利を、いずれかの第三者に売却、許諾、再許諾、貸与、譲渡又はその他移転すること(売却、交換、贈与、法の適用その他によるか否かを問いません)につき見積書／製品スケジュール及び／又はライセンス基盤ウェブサイトで明示的に権限を与えられている場合を除き、前記いずれかの行為を行うこと、
- (vi) 許諾製品上又はそのいずれかのコピー内にある著作権、営業秘密、特許、商標、ロゴ、財産権及び／又はその他の法的な表示を変更、削除又は不明瞭にすること、並びに
- (vii) 全体又は一部を問わず、許諾製品をコピー又はその他複製すること。但し、(a)この第 1 条に従って許諾製品を実行する目的でコンピューターメモリへのインストールに必要な場合、及び／又は(b)バックアップのみの目的のために合理的な数のコピーを作成する場合を除きます(但し、当該許可されたコピーは、PTC の財産であるものとし、お客様は、それらの財産上に、PTC から取得した許諾製品のオリジナルコピーに含まれるすべての PTC の著作権、営業秘密、特許、商標、ロゴ、財産及び／又はその他の法的な表示を再現するものとします。

お客様が何らかの無許諾又は無認可版の PTC ソフトウェアを使用されている場合、お客様は、第 7 条に基づき違反事由により本契約を終了する PTC の権利及び PTC が有し得る他の救済手段を制限することなく、法律により課されるすべての罰金に加え、すべての当該無許諾ソフトウェアに対する PTC のその時点で有効な定価金額を PTC に支払うことを同意します。

1.5 同時ユーザー製品に適用される使用上の追加制限 許諾製品が、同時ユーザー製品である場合、以下の規定が適用されます。

- (i) 同時ユーザー製品にアクセスし又はこれを操作する許可ユーザーの数は、どの時点においても、その特定の許諾製品についてその時

点で有効な本ライセンスの数を超えることはできません。

- (ii) **Integrity** 及び **Implementer** 製品を除き、指定国に物理的に存在する許可ユーザーのみが許諾製品にアクセスし、これを操作し及び／又は使用できます。お客様の従業員でない許可ユーザーは、お客様の所在地に物理的に所在している間のみ許諾製品を使用できるものとします。
- (iii) 同時ユーザー製品が「固定」、「ロック」若しくは「ノードロック」を基準に使用許諾されている場合、又は許諾製品が「指定コンピューター」製品として使用許諾されている場合、その許諾製品は、それがインストールされている指定コンピューター上でのみ操作することが許諾されています。

**1.6 登録ユーザー製品に適用される使用上の追加制限** 本ライセンスは、登録ユーザー製品又はそこに含まれているデータへのアクセス(直接的であるか、又はウェブポータルを通じて、若しくは許諾製品若しくはそのデータを「バッチ」し、その他それらへの間接的アクセスを実現する他の機構を通じてであるかを問いません)をする個人ごとに必要となります。共通又は共用のログインは認められていません。お客様は、登録ユーザーの総数がどの時点においてもその特定の許諾製品のその時点で有効な本ライセンスの数を超えない限り、新規の登録ユーザーを随時追加し及び／又は交代させることができます。但し、以前に登録ユーザーであった者が登録ユーザーに復帰する場合、PTC のその時点での値段で、新たなライセンス料金を PTC に支払わなければなりません。

**1.7 指定サーバー製品に適用される使用上の追加制限** 各指定サーバー製品は、お客様が当該製品の最初のインストールに関連して指定し、該当するインストール済の製品アプリケーションの特有なインスタンスが 1 つあるコンピューターサーバー上でのみ使用できます。コンピューターサーバーにいかなる方法であれ(物理的、論理的又はそれ以外の)分割設定されている場合、前文における「コンピューターサーバー」への言及は当該サーバーの各分割を意味するものとし、当該指定サーバー製品は当該分割の 1 つにおいてのみ使用することができます。お客様は、指定サーバー製品の指定サーバー及び／又はその場所を随時変更できます。但し、各場合において、(a)お客様がその変更について PTC に事前に書面により通知し、また(b)異なる指定国に指定サーバー製品を移転する際は、お客様が該当するすべてのアップリフト料金を支払うことを条件とします。

**1.8 第三者構成部品及びバンドル第三者製品** 一定の許諾製品には、第三者ソフトウェア構成部品(以下「第三者構成部品」といいます)が含まれますが、これについては追加の条件が適用されます。現行の追加条件は、第三者条件のスケジュールに記載されており、<http://www.ptc.com> の「法律上の方針とガイドライン」セクションで入手できます。別途、PTC が許諾製品と共に頒布するため再販売及び／又はバンドルする第三者ソフトウェア製品は、その第三者ソフトウェア製品の製造業者により直接お客様に使用許諾されます(以下「バンドル第三者製品」といいます)。当該バンドル第三者製品もまた、第三者条件のスケジュールに記載されています。お客様は、第三者構成部品及び／又はバンドル第三者製品の使用が第三者条件のスケジュールの条件に従うものであることに同意します。第三者構成部品又はバンドル第三者製品を含むニューリリース版は、追加の又は異なる第三者条件の対象となることがあり、PTC は、これについてそのニューリリース版のお客様への引渡時点でお客様に通知するものとします。

**1.9 アップグレード** 許諾ソフトウェアが旧バージョンのアップグレードとして使用許諾された場合、お客様は、PTC により確認されたアップグレードとしての適格な旧バージョンを、最初に許諾されていなければなりません。また、お客様は、当該許諾ソフトウェアのサポート・サービスの契約が有効な状態でなければなりません。そのアップグレードをインストールした後、アップグレードとして使用許諾された許諾ソフトウェアは、旧バージョンの製品に交換及び／又は補充され、お客様は、以降、旧バージョンの許諾ソフトウェアを使用することはできません。

## 2. 監査

**2.1 ライセンス使用状況の監査** お客様による本契約の諸条件の遵守を確認するため、お客様は、PTC がお客様による許諾製品の使用について使用状況の評価を実施できることに同意します。お客様は、PTC による合理的な事前通知後、すべての通常の営業時間において、当該評価を実施するための PTC の合理的な要求に従い、お客様の施設及びコンピューターシステムに PTC がアクセスすることを認め、お客様の従業員及びコンサルタントに協力させることに同意します。

**2.2 報告** お客様は、PTC からの書面要求を受けた際、PTC に対し、許諾製品(登録ユーザー製品の場合、当該報告には、登録ユーザー製品を使用させるためにお客様がパスワード又はその他の特定な識別子を発行した個人である、全ユーザーのリストを含むものとします)のインストール及び／又は使用に関する報告を PTC へ提出することに同意します。当該報告は、正当な権限を有するお客様の代表者によりその正確性を認められたもので、PTC からの書面要求の受領後(10)営業日内に提出されなければならないものとします。お客様の許諾製品使用の数及び／又は本ライセンスの範囲が、当該許諾製品に許可されているものを超えている場合には、お客様は、当該超過使用に対し発生するすべての費用(該当するライセンス費及びサポート・サービス費を含む)を支払うことに同意します。PTC が有するその他の権利又は救済手段を制限することなく、不払いは、本契約第7条に従い PTC が本契約を終了させる理由となります。

**3. 知的財産** PTC 及びそのライセンサーは、許諾製品及び許諾製品のコピー、並びに許諾製品に関するすべての著作権、営業秘密、特許、商標及びその他の知的財産権又は産業財産権の単独の所有者です。PTC が提供した又はお客様が行なった許諾製品のすべてのコピーは、その形式を問わず、依然として PTC の財産であるものとし、このコピーは、ライセンス期間中、お客様に貸与されているものとみなされるものとします。お客様は、本契約に基づき付与された本ライセンスが許諾製品又はそのコピーの権原又は所有権をお客様に与えるのではなく、本契約の

明示的諸条件に一致した制限付の使用権を与えられるものにすぎないことを承認します。お客様には、許諾製品のソースコードについて何らの権利もないものとし、お客様は、PTCのみが許諾製品を維持し、改良し又はその他修正する権利を有することに同意します。

#### 4. サポート・サービス、保証、保証の排除

許諾製品がドイツ、オーストリア又はスイスで許諾され、使用される場合は、スケジュール A に規定された第 4 条の変更が適用されます。

4.1 サポート・サービス PTC は、使用ライセンス料金の適用対象であるサポート・サービス若しくは許諾製品の注文を PTC が受領した後、PTC 若しくは PTC 指定のサービス提供業者がスケジュール C に従って当該サポート・サービスを提供することに同意します。

4.2 保証 PTC は、お客様に対して、PTC が本ライセンスを付与する権限を与えられていること、及び第 4.3 項を条件として、お客様又はお客様の指定する者に対する PTC による許諾製品の最初の出荷後 90 日の期間(以下「保証期間」といいます)中、その許諾製品にエラーがないものであることを保証します。

4.3 保証の例外 PTC は、(i)評価用、「トライアル」用又は「エクスプレス」の本ライセンス、(ii)ニューリリース版、(iii)PTC によるトレーニング・サービスの引渡しの過程でお客様に提供されるコンピューターソフトウェア、(iv)指定若しくは企図されていないアプリケーション又は環境での許諾製品の使用に帰する各種エラー、(v)許諾製品の何らかの修正又はカスタマイズに帰する各種エラー、(vi) 無償でお客様に提供された許諾製品、及び/又は(vii)Sun のソフトウェア、Oracle のソフトウェア及び/又はバンドル第三者製品に関しては、本契約に基づき何らの保証義務も負わないものとします。

4.4 唯一の救済手段 上記 4.2 項で与えられた保証の PTC による違反についての PTC とそのライセンサーの全責任、及びお客様の限定的な救済手段は、PTC の単独の裁量で、(a)許諾製品を交換すること、又は(b)エラーを修理するよう誠実に努力することのいずれかとします。前文章に記載の PTC の義務は、PTC がエラーの通知を保証期間内に受け取り、PTC が合理的に要求するエラーに関する追加情報をお客様が提供した場合にのみ適用されるものとします。PTC がお客様からのエラーの通知及び関連の情報を受取った後合理的期間内に、該当する許諾製品を交換しない場合及び/又は(バグ修正、ワークアラウンド又はその他の提供のいずれかにより)エラーを修正しない場合、PTC は、該当する許諾製品及びそれについてなされたコピーの返還時に、その許諾製品についてお客様が支払ったライセンス料金を返還します。

4.5 追加保証の不存在 PTC 又はその再販業者若しくは販売代理店における従業員、パートナー、販売店(再販業者を含みます)又は代理人その他いかなる第三者も、許諾製品又は本サービスに関して、本契約に含まれるものより広範な又は異なるいかなる表明、保証又は約束を与える権限も与えられておりません。但し、お客様を代表して授權された役員と PTC を代表してその弁護士若しくは法人コントローラーにより署名された書面契約に特別に定めのある場合を除きます。

4.6 保証の排除 第 4 条に明示的に記載の場合を除き、PTC は、明示、黙示又は法定の別を問わず、書面又は口頭を問わず、商品性、満足の行く品質、特別目的適合性、侵害の不存在についての保証、及び/又はお客様が投資について特別な収益を受けることの保証を含む、あらゆる保証を排除します(またお客様は、これらについて権利放棄します)。許諾製品は、訓練された専門家が使用することが意図されており、専門的な判断、テスト、安全性及び有用性の代わりとなるものではありません。お客様は、許諾製品を使用することで得たいかなる結果(許諾製品を使用して設計された品目の信頼性及び正確性についての独立のテストの妥当性を含みます)についても単独で責任を負います。PTC は、許諾製品の操作又はその他の使用に中断若しくはエラーがないこと、又はお客様のデータ、コンピューター若しくはネットワークに損害又は混乱を与えないことの保証はしません。

#### 5. 補償、侵害

5.1 お客様に補償する PTC の義務 PTC は、自らの費用で、許諾製品が米国、欧州若しくは日本の特許、著作権若しくは商標を侵害しているとの請求に基づきお客様に対して提起されたいかなる訴訟も防御し、また自らの選択で、その訴訟を解決するか、又はお客様に対して裁定された最終判決額を支払います。但し、(a)PTC がその請求の通知についてお客様から速やかに書面で通知を受けること、(b)PTC がその請求についての訴訟の防御及びその解決若しくは和解のためのすべての交渉について単独で支配し、その費用を負担すること(第 5.3 項の例外が 1 つでも適用される場合を除きます)、且つ(c)お客様がその請求の防御、解決又は和解において PTC の費用で PTC に十分協力することを条件とします。本第 5 条は、知的財産権の侵害に係る一切の請求に関して、PTC の唯一排他的な責任及びお客様の唯一の救済手段を規定するものです。

5.2 請求を防止するために行動する PTC の権利 本契約の第 5.1 項に記載の請求が生じた場合、又は PTC の見解で生じそうな場合、お客様は、PTC の選択と費用で、PTC が(a)許諾製品を継続して使用する権利をお客様に確保すること、(b)その機能を重大に損なうことなく許諾製品を修正して、権利侵害のないものとする、又は(c)該当する本ライセンスを終了し、許諾製品の返還を承諾し、且つ該当する本ライセンスを終了し、許諾製品の返還を承諾し、且つその許諾製品に関する入金をお客様に与えることを、認めるものとします。本ライセンスがライセンス期間を永久として購入された場合、かかる入金は、その許諾製品についてお客様が支払った本ライセンスの料金を 5 年間の定額償却方式により減価償却したものに相当する金額とします。本ライセンスが期限付きライセンス又はサブスクリプションとして購入された場合、かかる入金は、残りのライセンス期間について支払済みとなっているライセンス料金若しくはサブスクリプション料金に相当する金額とします。

5.3 お客様に補償する PTC の義務の例外 PTC は、何らかの侵害又はその請求が以下に基づくものである限りにおいて、本契約の第 5.1 項又

はその他にに基づきお客様に対していかなる責任も負いません。(a)許諾製品そのものが権利侵害していない場合の、本契約に基づき供給されていない機器若しくはソフトウェアとの組み合わせでの許諾製品の使用、(b)本契約に基づき設計若しくは企図されていないアプリケーション又は環境での許諾製品の使用、(c)お客様に提供された許諾製品の現行のリリース版以外の使用、(d)PTC 又はその従業員若しくは代理人以外の者による許諾製品の修正、又は(e)お客様が利害関係を有する特許、著作権、営業秘密若しくはその他の財産権の侵害請求。

## 6. 責任の制限

許諾製品がドイツ、オーストリア又はスイスで許諾され、使用される場合は、以下の条件は適用されず、スケジュール A に規定された第 6 条が適用されます。

6.1 本契約の第 4 条及び第 5 条の保証と補償の規定には、許諾製品又はその使用による特許、著作権、商標、営業秘密及びその他の知的財産権の保証違反、又は侵害若しくは侵害の主張についての責任を含む(但し、これらに限定されません)、許諾製品及び本サービスに関する、PTC、その子会社と関連会社、及びそれらの各々の取締役、役員、従業員若しくは代理人の全責任が記載されています。

6.2 上記第 5.1 項に示されている PTC の補償義務を除き、許諾製品の創作、使用許諾、機能実行、使用若しくは供給又は本サービスの提供から生じた若しくはそれらに関する、又はその他本契約に関する PTC 及びそのライセンサーの責任の上限は、保証、契約、不法行為その他に基づくか否かを問わず、(I)本ライセンスが永久継続として購入された場合、その請求を生じさせた許諾製品又は本サービスについてお客様が支払った料金の金額を超えないものとし、且つ(II)本ライセンスが期限付き又はサブスクリプションとして購入された場合、その許諾製品又は本サービスについて損害賠償請求を生じさせた事由の直近 12 ヶ月間にお客様が支払った料金の金額を超えないものとし、

6.3 PTC 及びそのライセンサー並びにその関連会社(子会社を含みます)、又はそれらの各々の取締役、役員、従業員若しくは代理人は、いかなる場合も、(A)利益の喪失、使用損害の損失、暖簾の損失、事業機会の喪失、売上の損失、評判の喪失又は期待した節約の喪失、(B)データ若しくは事業情報の喪失又は不正確性、セキュリティシステム若しくはセキュリティ機能の故障又は不適切性、及び(C)どのように生じたかを問わない特別の、付随的な、間接の、懲罰の又は結果的な損失又は損害について、各場合に、PTC がその損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負わないものとし、

6.4 お客様は、訴訟原因が生じて 1 年を超えた後は、いかなる理由でも PTC 及び/又はその子会社と関連会社、及び/又はその各々の取締役、役員、従業員若しくは代理人に対していかなる訴訟又は法的措置も提起しないことに同意します。お客様は、許諾製品及び本サービスについてお客様が支払った料金が本契約に定める保証の排除及び責任の制限の規定に部分的に基づくものであること、並びにその条件に対するお客様の同意がない場合に、許諾製品についての請求が相当に高くなるであろうことを了解します。本第 6 条に記載の制限及び例外は、死亡又は人身被害に関するいかなる請求にも適用されないものとし、

## 7. 期間及び終了

7.1 終了となる事由 本契約及びすべての本ライセンスは、

- (a) (I)本契約の第 1.4 項(i)から(vii)号又は第 3 条又は第 8.4 項にお客様が違反した場合、(II)お客様又はお客様の財産若しくは資産について財産保全管理人、管財人、清算人若しくは類似の役人が指名された場合、(III)お客様がお客様の債権者のために全部の財産譲渡を行なった場合、(IV)お客様が組織再編、解散若しくは清算の申し立てをした場合、若しくはその申し立てがお客様に対してなされ、その後 60 日以内に却下されない場合、又は(V)お客様が営業活動を中止し、若しくは解散若しくは清算の手続を開始した場合は、自動的に且つ通知なく終了し、又は
- (b) 時宜を得た方法で弁済期の到来した許諾製品に関する PTC 又はリセラー(再販売業者)のいずれかへの支払いをしないことを含む、本契約の違反(上記第 7.1(a)号に列記されたもの以外)を記載した PTC からの書面による通知後 30 日で、その違反がその 30 日の期間内に PTC の合理的満足の行くとおりは是正されない場合は、終了します。

7.2 満了又は終了の効果 一定のライセンス期間の満了及び/又は本契約の満了又は終了時に、お客様は、お客様が支払うべきすべての金額を速やかに支払い、ライセンス期間が満了又は終了となったすべての許諾製品のオリジナルコピーを PTC に返却し、お客様のコンピューター・ライブラリ、保管施設及び/又はホスティング施設からすべてのコピーとバックアップコピーを破壊及び/又は削除し、且つお客様が上記の要件を遵守していること及び当該許諾製品がもはやお客様の占有になく又は使用されていない旨を役員による書面で証明するものとし、

7.3 存続 第 2 条、第 3 条、第 4.6 項、第 5 条、第 6 条、第 7.2 項、第 7.3 項及び第 8 条は、本契約の満了又は終了後も存続するものとし、

## 8. 一般条項

8.1 準拠法 本契約に基づき、本契約から又は何らかの方法で本契約に関連して生じたすべての紛争は、法の抵触の原則を参照することなく(特に、統一コンピューター情報取扱法を排除します)、マサチューセッツ州法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、各当事者はここに、国連の国際物品売買条約の適用を明示的に排除します。本契約に基づき、本契約から又は何らかの方法で本契約に関連して生じたすべての

紛争は、他のいかなる裁判所又は管轄でもなく、マサチューセッツ州にある州裁判所又は連邦裁判所で専属的に争われるものとし、前述又は別段の内容にもかかわらず、PTCは、知的財産権を執行し、及び／又は秘密扱いの情報を保護するために、任意の適格な管轄裁判所で請求を提起する権利を有するものとし、お客様は、マサチューセッツ州にある州裁判所及び連邦裁判所がその人物に対する人的管轄権を有することに同意し、またお客様は、本契約により、撤回することなく(i)それらの裁判所の人的管轄に服し、(ii)それらの裁判所で開始された一切の訴訟に関連する送達、訴訟手続及び通知に同意します。当事者は、当該訴訟又は訴訟手続における最終判決が確定的で、拘束力を有するものであり、他の管轄でも執行可能であることに合意します。各当事者は、本契約から生じたいかなる紛争に関しても陪審審理に対する権利を放棄します。

**8.2 通知** 本契約に基づき要求又は許可されるいかなる通知又は連絡も、書面によるものとし、お客様への通知の場合、その通知はお客様の購入注文書に記載の住所又はPTCに書面で提供されているその他の住所に宛てられるものとし、PTCへの通知の場合、その通知は、PTC、140 Kendrick Street, Needham, MA 02494、名宛人：法人コントローラーに、写しをゼネラルカウンセルとして、送付するものとし、本項に基づき提供されたいかなる通知も、(a)手交で与えられた場合は、直ちに、(b)郵便で与えられた場合は、投函後5営業日で、(c)エクスプレスクリーエ便で与えられた場合は、送付者の管轄での発信後2営業日目に、又は(d)ファクシミリで与えられた場合は、受取人のファクシミリ機によるその受取時に若しくは送付者のファクシミリ機により電子的に作成された送付者の送信確認レポートに記載のとおり、受け取られたものとみなされるものとし、

**8.3 譲渡、権利放棄、修正** お客様は、PTCの事前の書面による同意なく本契約に基づくお客様の権利又は義務のいずれをも譲渡、移転、委任又は再許諾することはできず(直接的な場合であるか又は吸収合併による場合であるかを問わず、法の作用による場合又はお客様の資産の売却による場合を含みますが、これらに限定されません。また、お客様の支配権変動は、本規定の目的上、「譲渡」とみなします)、当該委任、譲渡、移転又は再許諾の試みは、無効で、本契約の違反となります。本契約の条件のいかなる権利放棄、同意、改訂、修正又は変更も、書面により、且つPTCとお客様が署名しない限り拘束力はないものとし、PTCは、本契約を譲渡、移転、再許諾するいかなる提案に対しても、移転費用を請求する権利を留保します。

**8.4 法律の遵守** 各当事者は、適用法、規則並びに自身の商行為及び本契約に関連するその他の法的要件の自身による遵守に責任を負うものとし、更に、お客様は、適用法及び規則を全面的に遵守した上で許諾製品並びに関連する技術及びサービスを使用することを表明及び保証します。お客様は、許諾製品並びに関連する技術データ及びサービスが、米国並びに許諾製品又は関連する技術データ若しくはサービスの開発、受領、ダウンロード、使用又は実行の場所である国の輸出管理法規に従うものであることを承認し、これに同意します。更にお客様は、米国又は米国外における米国人以外の個人へのソフトウェア又は技術のリリースが、その米国人以外の個人の1ヶ国又は複数の本国への輸出と見なされること、並びにお客様の従業員、関連会社、又は第三者への許諾製品若しくは関連技術の譲渡に関し米国政府及びその他関係機関による許可が必要となる場合があることを、了解及び承認します。お客様は、お客様による許諾製品又は関連する技術若しくはサービスの使用又は譲渡が米国又はその他の機関による輸出許可又は承認を必要とするかどうかの判断、並びにすべての必要な権限の保有に関し、単独で責任を負うものとし、お客様は以下を保証及び表明します。(x)お客様又はお客様の取締役、役員若しくは関連会社のいずれも、輸出規制の適用される個人又は事業体を指定する米国商務省の取引禁止者リスト、エンティティリスト、若しくは未検証エンドユーザーリスト、米国国務省の核拡散防止制裁対象者リスト、米国財務省の特別指定国家/規制対象者リスト、又は類似するカナダの外務国際貿易省の輸出管理課のリスト(総称して、以下「制限対象リスト」といいます)に掲載されていないこと、(y)米国政府及びその他の関係機関により明確に権限付与又は許可されている場合を除き、お客様は、直接又は間接を問わず、許諾製品又は関連する技術若しくはサービスを以下のいずれのエンドユーザーに対しても販売、提供、譲渡、配信、又はリリースしないこと：(A)米国の経済制裁対象である国に居住しているか、その国民であるか、若しくはその国の代行者として活動している、(B)米国政府により禁輸若しくは輸出入規制の対象として指定されている(制限対象リストに記載されている個人を含みますがこれらに限定されません)、(C)核兵器、化学兵器、若しくは生物兵器又はミサイル若しくはミサイルシステム的设计、開発、貯蔵、又は拡散に関連する活動に従事している、(D)原子力船の推進活動に従事している。お客様は、許諾製品又は関連する技術及びサービスへのアクセスをお客様が許可しているあらゆる個人又は事業体が、本規定並びに米国及び適用されるその他の輸出管理法規を周知され遵守するよう、確実に期することを表明および保証します。適用法により禁止され、且つ主権免責特権が放棄されていない限り、お客様は、お客様が本8.4項を遵守しなかった結果としてPTCが被る可能性のある損害、損失、責任又は費用(弁護士報酬を含みます)についてPTC及びPTC従業員に補償し、損害を与えないものとし、かかる補償は、本契約の満了又は終了後も存続するものとし、

**8.5 分離可能性** 本契約が適用法に違反していないこと、いかなる規定(PTCに対して支払いをするようお客様に義務付ける規定を除きます)の実施不能性又は無効性も残りの規定の効力及び有効性に影響を与えないこと、また無効と決定された規定は本契約から分離されているものとみなされ、可能な範囲でその無効な規定の利害及び経済的意図に可能な限り近い条項に置き替えられることが意図されています。

**8.6 完全なる合意** 本契約は、本契約の主題に関するPTCとお客様間の契約についての完全且つ排他的な説明です。本契約についてのいかなる権利放棄、同意、改訂、修正又は変更も、書面により且つPTCとお客様が署名し又はその他明示的に確認しない限り、拘束力はないものとし、

**8.7 第三者受益者** 本契約当事者は、PTCの第三者ライセンサーが本契約の意図された受益者であり、当該ライセンサーの製品に関してその条件に依拠し、直接執行する権利を有することに合意します。

**8.8 マーケティング** お客様は、本契約が有効である間、PTCには宣伝及びマーケティング資料においてPTCのソフトウェア及びサービス(該当するもの)の顧客/エンドユーザーとしてお客様を特定する権限があることに同意します。

8.9 政府ライセンス お客様が米国政府の事業体である場合、お客様は、許諾製品が適用される連邦取得規則に基づく「商業コンピューターソフトウェア」であり、その他本契約に別途に記載の商業ライセンスの権利及び制限をもって提供されることに同意します。お客様が米国政府の契約に基づき許諾製品を取得している場合、お客様は、お客様が FAR 又はその他の連邦機関の他の同様の規則に基づき PTC の財産権を保護するため、許諾製品にすべての必要且つ該当する制限付権利の説明を含めることに同意します。お客様は、許諾製品が政府の契約に基づく引渡品である、又はそうみなされる場合は、当該説明を常に含めることに同意します。

## スケジュール A-PTC 関連会社からの購入

お客様が以下の諸国のいずれかで許諾製品の本ライセンスを取得された場合、その本ライセンスの付与を行う事業体は、以下に示すとおりとなります。本契約の第 8.1 項にも拘らず、準拠法及び管轄は、以下に記載のとおりとします。

国	PTC 関連会社の使用許諾事業体	準拠法／管轄
ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ	Parametric Technology Nederland B.V.	オランダ
オーストリア、ドイツ	Parametric Technology GmbH	ドイツ法* Landgericht München I、ドイツ
フランス	Parametric Technology S.A.	フランス
アイルランド	PTC Software and Services (Ireland) Limited	アイルランド共和国
イタリア	Parametric Technology Italia S.r.L.	イタリア
スペイン、ポルトガル	Parametric Technology Espana, S.A.	スペイン
スイス	Parametric Technology (Schweiz) AG	ドイツ法*、Landgericht München I、ドイツ
イギリス	Parametric Technology (UK) Limited	イギリス
その他欧州連合の国々	PTC Software and Services (Ireland) Limited	アイルランド共和国
トルコ、コソボ、セルビア、マケドニア、モンテネグロ、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アルバニア	PTC Software and Services (Ireland) Limited	アイルランド共和国
ロシア連邦	PTC International LLC	ロシア法 / International Commercial Arbitration Court at the Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federation in Moscow
ベラルーシ、モルドバ、ウクライナ、アルメニア、グルジア、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン	PTC Software and Services (Ireland) Limited	アイルランド共和国
ノルウェー、スウェーデン、及びデンマーク、フィンランド、アイスランド及びフェロー諸島	PTC Sweden AB	スウェーデン
日本	PTC ジャパン株式会社	日本 / 東京地方裁判所
中国（中華人民共和国）	Parametric Technology (Shanghai) Software Co., Ltd.	中華人民共和国 / 上海の China International Economic and Trade Arbitration Commission（中国国際経済貿易仲裁委員会）
台湾	Parametric Technology Taiwan Limited	台湾 / 台北裁判所
インド	Parametric Technology (India) Private Limited	インド
大韓民国	Parametric Technology Korea Ltd.	大韓民国
その他アジア太平洋地域（オーストラリア、ニュージーランドを含むが、中国、日本と台湾を除く）	PTC Inc.	Special Administrative Region of Hong Kong（香港特別管理地区）/ Hong Kong International Arbitration Centre（香港国際仲裁センター）
カナダ	PTC (Canada) Inc.	オンタリオ
その他の国	PTC Inc.又は注文時に PTC が指定するその他関連会社	米国 / マサチューセッツ州

### \*オーストリア、ドイツ、スイスの特別規定

オーストリア、ドイツ又はスイスで許諾され、使用される許諾製品には、以下の規定が適用されます。以下の規定がオーストリア、ドイツ又は

スイス以外の地域で購入された許諾製品又は本サービスに適用されることは一切ありません。以下に記載している条項は、本契約の本文内の該当条項を指します。

・上記の第 1.4 項(iv)は、以下の場合においては適用されません。(i)お客様の進めるプロセスが、その他ソフトウェアプログラムと、独自に作成されたコンピュータープログラムとの相互運用の際に必須とされる情報取得に必要であり、(ii)ドイツ著作権法の 69e 項の追加要求事項を満たしており、(iii)お客様の書面による要求に対して、PTC が合理的期間内に当該情報の取得ができなかった場合。

・第 4.2 項(保証)、第 4.4 項(唯一の救済手段)、第 4.5 項(追加保証の不存在)、第 4.6 項(保証の排除)、第 4.7 項(品質(Beschaffenheit)、保証)は、ここにより以下の規定に置き換えられます。

**4.2 保証期間、再始動、検査義務** 保証申し立ての制限期間は、出荷から (12) ヶ月とします。許諾製品の交換及び/又はエラー修正により当該保証期間が再始動することはありません。お客様が保証申し立て (Mängelansprüche) を行う際に必要となる事前条件は、(i)お客様がドイツ商法第 377 条に従い許諾製品を検査し、(ii)当該不具合が本契約において定義されたエラーであり、(iii)当該エラーが出荷時において既に存在したものであり、(iv)当該エラーに関して適切な通知をお客様が行うこととします。お客様は、エラーの通知を PTC に対し書面にて行わなければならないが、PTC が個々の状況において合理的に要求するエラーの特定詳細を提供しなければなりません。お客様は、明らかなエラーについては出荷から 1 週間以内に、潜在的なエラーについては、当該エラーの発見から 1 週間以内に PTC に通知する義務があります。当該特定期間は、除外期間とします。

**4.4 救済措置** エラー発生の際には、PTC はその独自の裁量により(a)許諾製品を交換又は(b)当該エラーを修正します。但し、上記第 4.2 項に規定された期間内に PTC が当該エラーに関する通知を受け取ること及びお客様が当該エラーに関して PTC が合理的に要求する追加情報を PTC に提供することを条件とします。仮にエラー修正 (バグ修正、ワークアラウンド又はその他の提供いずれかにより) 又は製品交換が成功しない場合 (同エラーに対し、合理的な期間内で少なくとも 2 回以上 PTC が修正を試みた場合)、お客様は、以下の 2 つの選択肢の内 1 つを選ぶ権利が与えられることとなります。(i)関連する注文を解除すること。当該解除により PTC は、該当する許諾製品及びそれについてなされたコピーの返還時に、お客様が PTC に支払ったライセンス料金を返還します。又は(ii)購入価格への合理的減額を行うこと。交換又は修正は、法律上の義務承認を受けることなく行われ、それにより許諾製品に関連する保証申し立ての制限期間が一時的に中断することはありません。

**4.5 追加保証の不存在** PTC 又はその再販業者若しくは販売代理店のいかなる従業員、パートナー、販売員 (再販業者を含みます) 又は代理人も、本契約に含まれるものより広範な又は異なる表明、保証又は約束を与える権限を与えられておりません。但し、お客様を代表して授權された役員と PTC を代表してその弁護士又は法人コントローラーにより署名された書面契約に特別に定めのある場合を除きます。第 6 条に規定の、責任の制限に基づいてなされたエラーに対する損害賠償請求は除き、本第 4 条において規定される義務が、保証申し立てに関する PTC の唯一の責任義務とします。

**4.6 お客様責任** 許諾製品は、訓練を受けた専門家により使用されることを意図されており、お客様が実施する専門的な判断、テスト、安全性及び有用性の代わりとなるものではありません。お客様は、許諾製品を使用することにより取得したすべての結果 (許諾製品を使用して設計された品目の信頼性と正確性についての独立したテストの妥当性を含みます) について単独で責任を負います。

**4.7 品質(Beschaffenheit)、保証** PTC の発行物又はその営業担当により提示された許諾製品の品質、特にその広告、図面、カタログ又はその他の文書 (インターネットにおける表明、許諾製品のパッケージ及びラベル、商習慣的なものも含みます) は、当該品質が書面の提示書又は注文確認書に明確に含まれている場合のみ、許諾製品の契約上の品質としてみなされます。品質に関する保証は特に、以下の条件がすべて当てはまる場合のみ PTC を拘束します。(i)書面による提示書又は注文確認書で、(ii)明確に、「保証」又は「状態保証」(Beschaffensgarantie)と規定されており、(iii)当該保証により生じる PTC の義務が明確に規定されている場合。

・第 6 条は、ここにより以下の規定に置き換えられるものとします。

## 6. 責任の制限

**6.1 責任分類** PTC は、法的根拠の有無に関わらず、以下の場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。(i)PTC が実質的な法律義務 (主要義務) への違反を過失的に (すなわち、少なくともその怠慢により) 違反した場合、又は(ii)損害が PTC 側による重大な過失又は意図的になされた場合、又は(iii)PTC がその保証を認めた場合。

**6.2 予想可能範囲** PTC の責任範囲は、以下の典型的な、予想可能な損害に限られます。(i)PTC が実質的な法律義務 (主要義務) を軽過失により違反した場合、又は(ii)PTC の役員又は幹部ではない、従業員又はその代理人が重大な過失によりその他義務を違反した場合、又は (iii) PTC がその保証 (状態保証 (Beschaffensgarantie)) と明確に規定された保証ではないものとします) を認めた場合。

**6.3 保証最高額** 第 6.2 項(i)及び(ii)の場合における PTC の責任範囲は、ユーロ 1,000,000 を最高額として限定し、又は単に財務上の損失に対しては、その最高額をユーロ 100,000 とします。

**6.4 間接損害** 第 6.2 項に関し PTC は、間接損害、結果的損害又は利益損失に対する責任を負わないものとします。

6.5 責任期間 お客様による PTC 及び／又は PTC の関連会社への、損失に対する申し立ては、法的根拠の有無に関わらず、お客様が当該損害を認識してから1年が経過すると失効し、又は当該認識の有無にかかわらず、遅くとも損失事象が発生した2年後にはその効力を失うものとします。許諾製品のエラーに対する申し立ては、第4.2項の保証の制限期間が適用されます。

6.6 強制責任 ドイツ製品責任法(Produkthaftungsgesetz)に従った、以下の事項に関する PTC の責任は、何ら影響を受けないものとします。生命、身体、健康への被害、欠陥の不正隠蔽又は状態保証 (Beschaffenheitsgarantie)の認定に関して。

6.7 従業員 第6.1項から第6.6項は、PTC 及び／又は PTC の関連会社の従業員又は代理人に対するお客様からの損害の申し立てにも適用されるものとします。

6.8 寄与過失 PTC に対する保証又は責任の申し立ての際、お客様の寄与過失、特に、不適切な過失通知又は不適切なデータ保有はしかるべく考慮されるものとします。不適切なデータ保有とされるのは、特にお客様が、外部からの影響（例えば、コンピューターウイルスや個々のデータ又はすべてのデータを危険にさらす恐れのあるその他現象）に対する最先端の適切な、安全対策の予防措置を取らなかった場合をいいます。

---

## スケジュール B 定義

「同時ユーザー製品」とは、見積書／製品スケジュール又はライセンス基盤ウェブサイトのいずれかに記載の、同時ユーザーを基準として使用許諾される許諾製品をいいます。

「指定コンピューター」とは、許諾製品のインストレーション時にお客様が書面で PTC に指定した中央演算装置をいいます(本契約の第 1.2 項に従って変更されることがあります)。

「指定コンピューター製品」とは、見積書／製品スケジュール又はライセンス基盤ウェブサイトのいずれかに記載の、「指定コンピューター」を基準として又はその他「固定」、「ロック」、「ノードロック」を指定して使用許諾される許諾製品をいいます。指定コンピューター製品に遠隔からアクセス（操作）してはならないものとし、指定コンピューター製品を仮想環境にインストールしてはならないものとします。

「指定国」とは、お客様による許諾製品の注文時にお客様が書面で PTC に指示するインストレーション先の国をいいます。指定国は、本契約の第 1.2 項に従ってのみ変更できます。

「指定ネットワーク」とは、許諾製品のインストレーション時にお客様が書面で PTC に指定するネットワークをいいます(本契約の第 1.2 項に従って変更されることがあります)。

「指定サーバー」とは、許諾製品のインストレーション時にお客様が書面で PTC に指定したコンピューターサーバーであって(本契約の第 1.2 項に従って変更されることがあります)、該当するインストール済みの許諾製品アプリケーションのコピー(インスタンス)が 1 つのみあるものをいいます。

「指定サーバー製品」とは、見積書／製品スケジュール又はライセンス基盤ウェブサイトのいずれかに記載の、指定サーバー毎に使用許諾される許諾製品をいいます。

「ドキュメンテーション」とは、許諾ソフトウェアの出荷時に PTC が提供する又は PTC が電子的手段で利用可能とする該当する許諾ソフトウェアのユーザーマニュアルをいいます。

「教育用ソフトウェア」とは、「Priced for Education (教育用価格)」、「Student Edition(学生用)」、「Schools Edition(学校用)」、「School Advanced Edition」、「University Edition (大学用)」、「Professor's Edition/Version(教授用)」、「Academic Edition/Version (学術用)」又はその他教育用又は学術用ライセンスとして指定される許諾製品をいいます。

「エラー」とは、許諾ソフトウェアが該当するドキュメンテーションに実質的に適合しないことをいいます。但し、お客様がその不適合について書面で PTC に通知し、PTC が合理的努力の後にその不適合を再現できることを条件とします。

「外部ユーザー」とは、登録ユーザーで、お客様及びその関連会社の外部の売主又はその他第三者をいいます。

「本ライセンス」とは、本契約の諸条件に従って、且つ見積書／製品スケジュールに記載の適用する制限に従って、該当するライセンス期間中、許諾製品を使用する非独占的で、譲渡不能の権利であって、再使用許諾する権利が伴わないものをいいます。

「ライセンス期間」とは、許諾製品の名称に若しくは該当する見積書／製品スケジュールに記載のとおり(但し、本契約の条件に従って早期終了することがあります)又は見積書／製品スケジュールがお客様に提供されていない場合は、PTC がお客様にその他連絡するとおりの本ライセンスが有効である期間をいいます。ライセンスの期間の記載がない場合、ライセンス期間は永久に継続します。ただし、評価用の本ライセンスのライセンス期間は、別途 PTC から明確に指定されない限り、30 日を超えてはならないものとし、評価用の本ライセンスは、当該期間満了後に利用できなくなります。「サブスクリプション」方式の本ライセンスのライセンス期間は、見積書／製品スケジュール及び／又は請求書において指定されるとおりであり、かかる本ライセンスには、当該ライセンス期間中、追加料金の発生しないサポート・サービスが含まれます。

「ライセンスロック製品」とは、その他 PTC 製品と共に使用されることを目的として使用許諾された許諾製品であり、ライセンスロック製品が当該その他製品の拡張であるものをいいます。ライセンスロック製品は、当該その他製品の許諾基準を引き継ぐものです。ライセンスロック製品は、見積書／製品スケジュール又は <http://www.ptc.com/support/legal-agreements/index.htm> (以下に定義するライセンス基盤ウェブサイト)のいずれかに記載されているものとします。

「許諾製品」とは、許諾ソフトウェアとドキュメンテーションを総称していいます。

「許諾ソフトウェア」とは、このコンピューターソフトウェア製品、並びに(i)このコンピューターソフトウェア製品と共に操作するために提供さ

れるソフトウェア製品(例えば、モジュール、このソフトウェア製品とバンドルされているソフトウェア等)(但し、コンサルティング・サービスの引渡物であるソフトウェアを除きます)、(ii)本契約の第 4.4 項に従ってのエラー修正、(iii)お客様が購入したサポート・サービスに従って PTC がお客様に提供するアップデート、エラー修正及び/又はニューリリース版、及び(iv)PTC によるトレーニング・サービスの引渡しの過程でお客様に提供されたコンピューターソフトウェアを総称していません。

「ライセンス基盤ウェブサイト」とは、<http://www.ptc.com/support/legal-agreements/index.htm> にある「ライセンス基盤文書 (License Basis)」をいい、様々な PTC 製品の使用許諾基準を特定し、特定の製品に関する追加的な諸条件を規定します。

「サポート・サービス」とは、ニューリリース版の提供をいい、これには、注文されたサポート・サービスの水準によっては、電話サポート、ウェブベースのサポートツール及びエラー修正も含まれ、いずれも本契約添付のスケジュール C に準拠して提供されます。

「ニューリリース版」とは、ある許諾製品の新規リリース版として PTC が指定し、且つ PTC がそのサポート・サービスの顧客に一般的に提供するその許諾製品の修正版又は改良版をいいます。

「許可国」とは、中国、インド、ロシア、チェコ共和国、ポーランド、ハンガリー、マレーシア、南アフリカ、イスラエル、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン及びルーマニアをいいます。

「許可ユーザー」とは、お客様が許諾製品を使用することを承認した個人をいい、その使用は、本契約の諸条件に従ってのみなされるものとします。許可ユーザーは、(i)PTC の競業者でなく又は PTC の競業者に雇われておらず、且つ(ii)お客様の内部事業目的のサポートにおいてのみ許諾製品の利用に直接関与する、お客様の従業員、コンサルタント、下請人、サプライヤー、ビジネスパートナー及び顧客に限定されます。お客様は、常に、その許可ユーザーによる本契約の遵守について責任を負うものとします。

「インスタンス毎製品」とは、該当する許諾製品が接続するシステムのインスタンス毎に、1 つの本ライセンスが必要な許諾製品をいいます。例えば、インスタンス毎を原則として使用許諾されたアダプタによって Windchill が ERP システム並びに CRM システムと接続可能になる場合、当該アダプタの 2 つのライセンスが必要です。インスタンス毎の製品である許諾製品は、見積書/製品スケジュール又はライセンス基盤ウェブサイトの内いずれかで特定されます。

「見積書/製品スケジュール」とは、このソフトウェア製品の購入に関連してお客様に提供された PTC 製品スケジュール若しくは見積書/製品スケジュール、又は何らの製品スケジュール若しくは見積書/製品スケジュールも提供されていない場合はこのソフトウェア製品についてのお客様の購入注文(もしある場合)をいいます。

「登録ユーザー」とは、許可ユーザーが登録ユーザー製品を使用するための本ライセンスをお客様が購入しており、当該許可ユーザーが登録ユーザー製品を使用するためのパスワード又はその他の固有の識別子をお客様が発行している場合における、当該許可ユーザーをいいます。

「登録ユーザー製品」とは、見積書/製品スケジュール又はライセンス基盤ウェブサイトのいずれかに記載の、登録ユーザーを基準として使用許諾される許諾製品をいいます。

「再販業者」とは、PTC の再販業者又はその他の認定された販売店をいいます。

「本サービス」とは、サポート・サービスとトレーニング・サービスを総称していません。

「サイトライセンス」とは、お客様の所在地ごとに必要とされる許諾製品の本ライセンスをいい、見積書/製品スケジュール又はライセンス基盤ウェブサイトに記載されています。同じ都市又は町(郵便の住所に基づく)に所在するお客様の複数の施設は 1 つの「所在地」とみなされますが、異なった都市又は町に所在する場合は複数のサイトライセンスを必要とします。

「トレーニング・サービス」とは、PTC によって許諾製品の使用に際しての教育又はその他のトレーニングをいいます。「トレーニング・サービス」には、本契約において許諾製品となる PTC の eLearning トレーニング製品(例: PTCU)は含まれないものとする。

「アップリフト料金」とは、最初の指定国で特定の許諾製品のインストールに適用されるライセンス料金とお客様が許諾製品の移転を望む指定国で当該許諾製品のインストールに適用されるライセンス料金の差額に基づく料金をいいます。

「使用ライセンス料金」とは、特定の許諾製品のインストール時より発生し、使用ライセンス料金が支払われている期間中、お客様が(i)本ライセンスの条件に基づき許諾製品を継続的に使用し、且つ(ii)当該ソフトウェアについて電話サポート、エラー修正又はワークアラウンド及びニューリリース版を受けることができる継続的料金をいいます。

## スケジュール C-PTCJ サポート・サービス諸条件

以下の追加諸条件は、PTCJによるサポート・サービスの提供に適用する。

サポート・サービス・プラン、サポート・サービスのレベル 許諾製品に関するサポート・サービスについてのお客様の注文が PTCJ により承諾された時点で、PTCJ 及び／又はその授權された下請人は、12ヶ月の期間中又は PTCJ が承諾したお客様の注文に記載のその他の期間中、これらの条件に従ってサポート・サービスを提供するものとする（以下「サポート・サービス・プラン」という）。すべてのサポート・サービスは、PTCJ のその時点の料率でのそのサービスについてのお客様の支払いを条件として提供されます。ただし、サブスクリプション方式で使用許諾される許諾製品については、かかる本ライセンスには、当該ライセンス期間中に追加料金の発生しないサポート・サービスが当該本ライセンスに含まれるものとし、お客様が許諾製品の出荷時にサポート・サービスを開始することについて注文しない場合、又はお客様がサポート・サービスを中止する場合、前述のいずれの場合においてもその後サポート・サービスを受けることを希望する場合、お客様は、(i)サポート・サービスのその時点の料金、及び(ii)お客様がサポート・サービスを購入しなかった期間についてサポート・サービスの料金を支払わなければならないものとする。申し込まれたサポート・サービスの最新のレベル及びそれに基づき提供される対応するサービスについては <http://support.ptc.com/support/services/support-policies/> に記載します。

お客様は、サポート・サービス・プランの注文の PTCJ による承諾後は、そのサポート・サービス・プランを取り消すことはできないものとなります。登録ユーザー製品、eLearning 製品、Integrity 製品の同時ユーザー製品、サーバー許諾製品に関して、お客様が注文したサポート・サービスは、その許諾製品についてお客様に付与されたすべての本ライセンスを対象としていなければならない。PTCJ は、お客様が該当するサポート・サービス料金を支払っている期間中のみで、お客様が購入したサポート・サービスのレベルに従ってのみ、サポート・サービスを提供する義務がある。サポート・サービス・プランに基づき提供されるサービスは、随時変更されることがあり、PTCJ は、すでに支払われた該当するサポート・サービス料金の未使用部分を（比例分配で）お客様に返金する義務のみを条件として、通知なくいつでも当該サポート・サービス・プランの提供を中止できるものとする。

(a) **電話サポート** 電話サポートが含まれるレベルのサポート・サービスをお客様が購入した場合、お客様は、許諾製品の使用に際しての問題を報告し支援を求めるための PTCJ の電話サポート・サービスを利用することができる。PTCJ が電話サポートを提供する時間は、お客様が注文したサポート・サービスのレベルにより異なる。電話サポートが含まれるサポート・サービスのすべてのレベルについて、PTCJ は、上記のウェブサイト URL の PTCJ のウェブサイトに記載の言語で、その国の通常の営業時間中に電話サポートを提供する。非営業時間中の電話サポートが含まれるサポート・サービスのレベルについて、PTCJ は、英語でのみそのサポートを提供する。お客様が使用許諾された許諾製品の総数に拘わらず、お客様は、電話サポートが含まれるレベルでサポート・サービス・プランの対象となっている本ライセンスに直接関連する場合にのみ電話サポートを受けることができる。

(b) **エラーの修正** お客様のサポート・サービス・プランにエラーの修正又は次善策が含まれる場合、PTCJ は、当該サポート・サービス・プランにおいて義務付けられているエラーを修正又は次善策を提供するよう誠実に努力するものとする。但し、サポート・サービス・プランの期間中に PTCJ がエラーについての通知を受け取り、お客様が、PTCJ が合理的に要求することのあるエラーに関する追加情報を提供することを条件とする。

(c) **ニューリリース版** PTCJ は、ニューリリース版の該当する言語版が一般的に提供される時点で、お客様がサポート・サービスを受ける権利のある各許諾製品の各ニューリリース版のコピー1部をお客様に提供する。 <http://support.ptc.com/support/services/support-policies/> のサイトにおける規定する個々の製品に対する異なる条件に従って、ニューリリース版の出荷後、以前のリリース版は、本契約の目的のため、90日間「現行」のものとし、その後はそのニューリリース版のみを現行のものとする。

### (d) 例外

(1) PTCJ は、次の場合においてエラーの調査及び／又は修理を行う義務はないものとする。(i)許諾製品の「現行」の（前号に定義）変更されていないリリース版以外に存すると PTCJ に判明したエラーの場合、(ii)許諾製品に悪影響を与えるお客様のオペレーティングシステム (OS)、稼働環境、データベース又はその他システムの構成部品を原因とする場合、(iii)許諾製品のお客様による修正により若しくは PTCJ が提供したものでないソフトウェアとの組み合わせ又は接続による使用を原因とする場合、(iv)PTCJ により指定された又は使用許諾の目的におけるコンピューター、オペレーティングシステム (OS)、ソフトウェア、周辺機器以外のコンピューター、オペレーティングシステム (OS)、ソフトウェア、周辺機器での使用の場合、(v)許諾製品の不正な若しくは許可されていない使用による原因の場合、(iv)電力不足若しくは電力超過等（但し、これらに限定されない）の外部要因の場合、(vii)以前に PTCJ からお客様に提供された推奨の解決方法を導入しなかった場合。

(2) PTCJ は、お客様の主要所在地の2つの技術連絡先（この技術連絡先と主要所在地については既にお客様が PTCJ に対して書面で特定する）の1つが報告した問題に対応し、お客様が書面で指定した“セントラルサポート場所”にニューリリース版を送付する責任のみを負うものとする。お客様は、許諾製品の使用が承認されているお客様の追加の場所へのニューリリース版の頒布について責任を負うものとする。お客様は、お客様の指定された各連絡先とお客様のセントラルサポート場所の名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号及びEメールアドレスについて書面で PTCJ に提供する責任を負うものとする。

(3) PTCJ は、許諾製品の修正若しくはカスタマイゼーションに関して、又は許諾製品に含まれる機能のお客様による使用、開発若しくはカスタマイゼーションに起因する開発に関して、サポート・サービスを実施する義務はないものとする。これらすべては、お客様のみの責任とする。